

平成26年度京都市防災会議
専門委員会(洪水土砂部会)

土砂災害に対する 京都市の取組状況について

平成26年10月23日（木）
京都市行財政局防災危機管理室

京都市の取組

土砂災害危険箇所を明示した

1 防災マップの配付

防災関係機関と連携した

2 災害危険箇所の調査

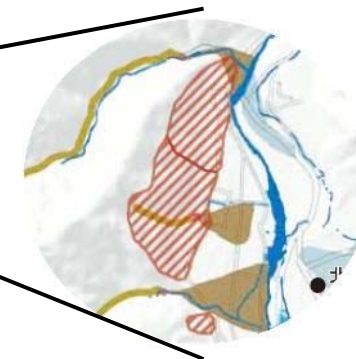
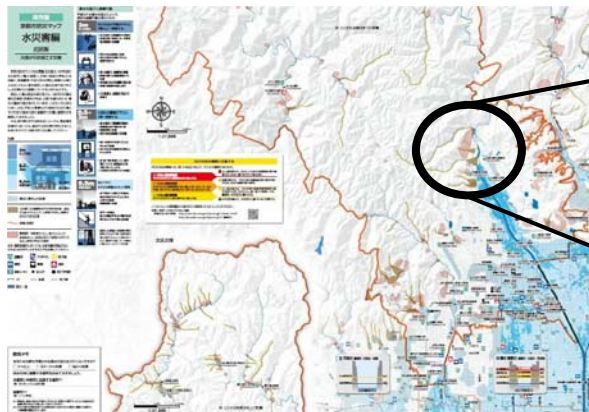
林地の安定を図るための

3 小規模治山事業

既成宅地に対する

4 防災工事資金の融資

1 土砂災害危険箇所を明示した 防災マップの配付



急傾斜：傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地(人工斜面を含む)で被害のおそれのある人家等が存在する箇所

- ・ 地震編と水災害編の2種類
 - ・ 過去に3度の全戸配布を実施
 - ・ 表面に被害想定，裏面に災害に関する情報を記載
 - ・ 市内に急傾斜地（土砂災害危険箇所）を記載

2 防災関係機関と連携した 災害危険箇所の調査

危険度：B⇒C

* 災害危険度については、対策工事等の実施状況等を踏まえた調査
(年1回以上実施)の結果により、
随時見直し

所在地：大北山原谷町
災害種別：山、がけ崩れ
所管機関：都市開発指導課
危険度：B⇒C
被災予想：—
避難所等：金岡小学校
過去の被災（3カ年程度）
なし



現況及び対策・その他

平成11年6月27日の大雨により、宅地の裏山が崩れた。現在、斜面に倒した倉庫は放置された状態となっている。大雨による崩土の可能性もあるが、住家は、道路を挟んでおり直接の被害は少ないと思われる。所有者に対して防災対策等の指導を行っていく。



- ・各区役所が災害危険箇所を把握
 - ・危険度を5段階で判定し、リスト化
 - ・防災会議において危険箇所の状況報告

2 防災関係機関と連携した 災害危険箇所の調査

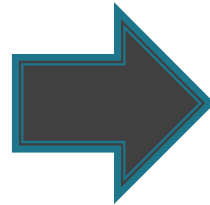


- ・調査は、各区役所及び京都市の関係部署が実施
- ・防災関係機関（京都府，京都府警察 等）が同行

3

林地の安定を図るための 小規模治山事業

（施行前）



（施行後）



- ・ 総工費800万円以下の小規模な治山事業は，京都市が工事を実施
（負担：京都市…50%，京都府…25%，受益者…25%）
 - ・ 今後は，総工費100万円未満の工事も京都市が行う予定
（負担：京都市…50%，受益者…50%）
- ・ 年間の実施件数は1～2件程度

4 既成宅地に対する 防災工事資金の融資

- ・ 京都市内の災害発生のおそれのある宅地において宅地防災工事(擁壁又は排水施設の設置 等)を行う市民に対して、工事に必要な資金の融資を行う制度

融資額	利率	返済期間
600万円まで (工事額の90%まで)	個人…1.38% 法人…1.11%	最長15年

～平成26年8月豪雨による 広島市の土砂災害を受けた取組～

「雨に強いまちづくり」推進本部に

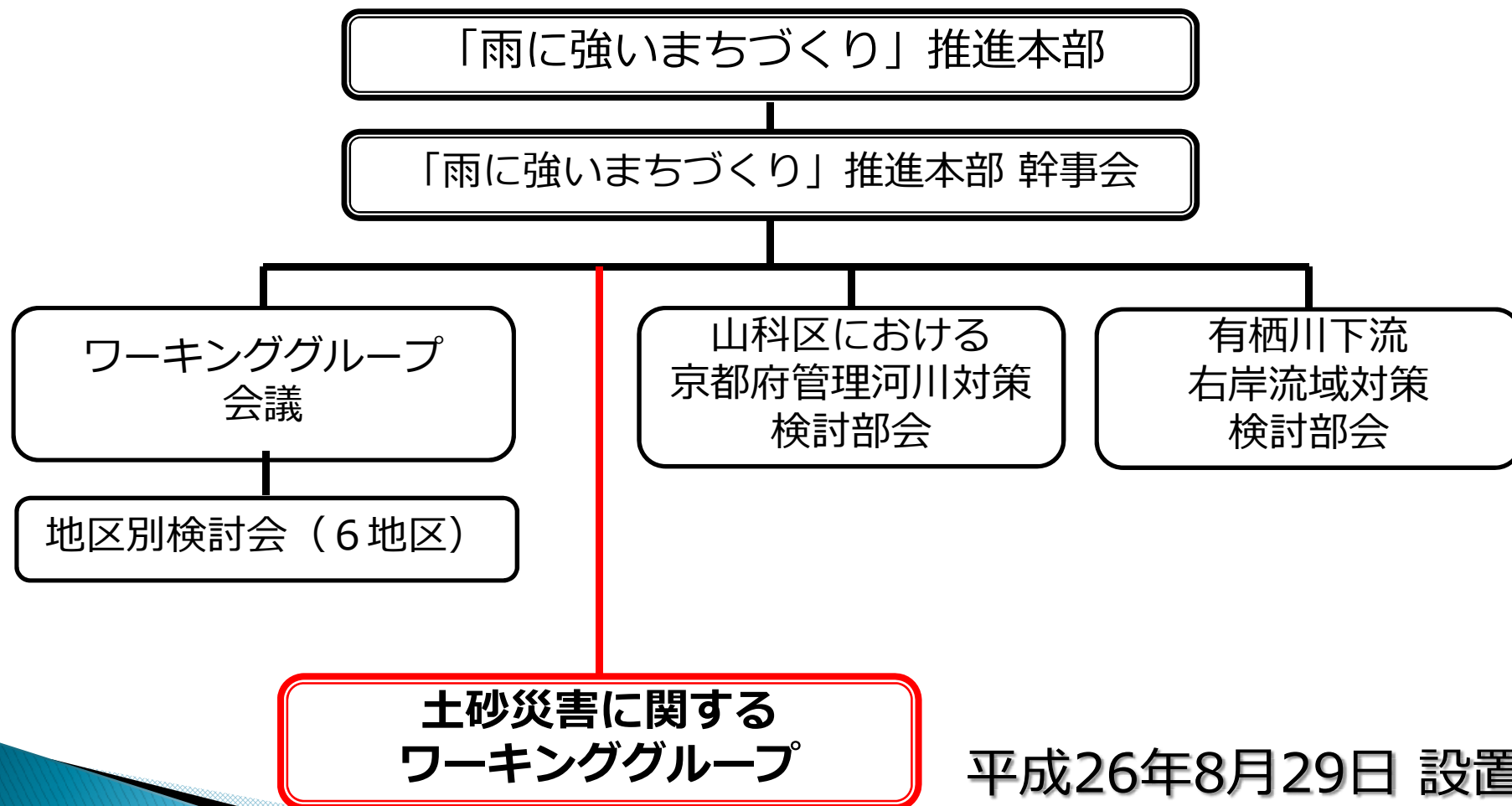
1 土砂災害ワーキンググループを設置

2 土砂災害防止法改正による今後の取組



1

「雨に強いまちづくり」推進本部に 土砂災害ワーキンググループの設置



平成26年8月29日 設置

1 「雨に強いまちづくり」推進本部に 土砂災害ワーキンググループを設置

土砂災害ワーキンググループの取組み

防災危機管理室を始め、産業観光局、都市計画局、建設局、消防局、区役所など関係部局が緊密に連携し、警戒区域内の住民の方々が、警戒避難体制をつくる取組が円滑に進められるよう、改正土砂災害防止法第8条に基づくソフト対策を推進するとともに、被害の軽減等につながるハード対策についても検討を行っていく。

2 土砂災害防止法改正に伴う今後の取組

土砂災害防止法の改正に伴う 同法第8条に基づく警戒避難体制の整備

避難体制の充実・強化

市町村防災計画への避難場所，避難経路等の明示

- 地域防災計画において，土砂災害警戒区域について，避難場所及び避難経路に関する事項，避難訓練の実施に関する事項等を定めることにより，安全な避難場所の確保等，避難体制の充実・強化を図る。
- 地域防災計画において，土砂災害警戒区域内の社会福祉施設，学校，医療施設等に対する土砂災害警戒情報の伝達等について定める。

京都市内における 土砂災害警戒区域の指定状況

▶ <土砂災害警戒区域の指定状況>

対象 (土砂災害危険箇所)	指定済み	指定率
2,418箇所	1,185箇所	49%

(平成26年9月30日現在)

▶ <指定までのスキーム> → <指定後の取組>

